

会長談話

当会会員が弁護士法違反容疑で逮捕されたことは誠に遺憾であり、厳粛に受け止めています。

逮捕容疑は、非弁護士との提携による事件処理とのことであり、これが事実であるとすれば、同会員の行為は、弁護士業務に対する信頼を揺るがすものであって、当会としても到底容認できるものではありません。

ところで、この一ヶ月の間に、当会会員三名が相次いで逮捕されると言う危急の事態に立ち至りました。

大多数の会員は、真摯に日常業務を行い、誠実に職務を遂行しております。

しかしながら、一部会員の行為により、弁護士と弁護士会全体のイメージが傷つけられ、社会的信頼が大きく傷つけられたのではないかと懸念しております。

大阪弁護士会としては、これまでも努力してきましたが、今後より以上に、会員一人々に自覚と反省を求め、より一層の倫理保持、綱紀の粛正に努めてまいります。

2006（平成18）年10月11日

大阪弁護士会

会長 小寺 一 矢